

期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業		事業計画期間	昭和48年度～平成35年度（51年間）											
事業実施地区名 （都道府県名）	姫川（ひめかわ） （新潟県・長野県）		事業実施主体	中部森林管理局 中信森林管理署											
事業の概要・目的	<p>当地区は、新潟・長野県を流れる姫川の左岸に位置し、地質は糸魚川 - 静岡構造線の影響もあり、破碎・変質の著しい頁岩・砂岩・礫岩・蛇紋岩等で構成されているため非常に脆弱である。特に、昭和42年5月に発生した赤禿山の地すべり性崩壊により、140万m³の土砂が流出し下流に甚大な被害を与えた。</p> <p>両県にわたる多数の崩壊地や大量の不安定土砂の固定、流出防止を図るためには、事業規模が著しく大きく高度な技術を必要とし、長野・新潟県及び地元からの強い要請を踏まえ、昭和48年度から民有林直轄治山事業として、国土の保全と民生の安定を図ることを目的に本事業に着手した。その後、平成7年には、国道及びJR等に多大な被害を与える豪雨災害の発生に応じ、事業内容を見直し、現在に至っている。</p> <p>・主な事業内容：山腹工35ha 溪間工112基 ・総事業費：12,093,000千円（平成15年度の評価時点：12,093,000千円）</p>														
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はない。 なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>15,410,534千円</td> </tr> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>3,256,575千円</td> </tr> <tr> <td>水源かん養便益</td> <td>29,661,717千円</td> </tr> <tr> <td>山地保全便益</td> <td>32,918,292千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.14</td> </tr> </table> <p>分析結果 (B/C)</p>					総費用 (C)	15,410,534千円	総便益 (B)	3,256,575千円	水源かん養便益	29,661,717千円	山地保全便益	32,918,292千円	計	2.14
総費用 (C)	15,410,534千円														
総便益 (B)	3,256,575千円														
水源かん養便益	29,661,717千円														
山地保全便益	32,918,292千円														
計	2.14														
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区の地質は、破碎・変質の著しい頁岩・砂岩・礫岩・蛇紋岩等で構成されるため極めて脆弱である。林況は糸魚川市の山之坊地区ではスギを主とする人工林が多いが、小谷村ではブナを主とする天然林が多い。</p> <p>・主な保全対象 人家34戸、国県道10km、JR線3km、市町村道8km</p>														
事業の進捗状況	<p>土砂災害の観点から、集落に接近した荒廃地の溪間工を優先的に事業を実施、山腹崩壊地の復旧整備も平行して進めている。平成19年度末の進捗率は45%（事業費）である。</p>														
関連事業の整備状況	<p>当地区内及び周辺では砂防事業が実施されており、水源かん養機能、災害防止等公益的機能の向上、民生安定のため、調整会議等により関係機関と十分な連絡調整を取りながら、効果的・効率的な事業実施に努めている。</p>														
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>土砂災害から下流地域の安全を図るため、早期の完了に向け、事業の継続をお願いしたい。 （新潟県） 平成7年7月豪雨災害、平成8年12月の土石流災害など大規模な災害が発生している流域であり、事業規模も大きく高度な技術が求められる流域でもある。今後も集中豪雨等により上流部の崩壊地の拡大による土石流等の被害も懸念されることから引き続き事業の実施を要望する。 （長野県） 災害を防止する工法を検討の上、引き続き事業の推進を要望する。 （糸魚川市・小谷村）</p>														
事業コスト縮減等の可能性	<p>現地発生材や丸太存置型枠の採用、軽量資材の採用等によりコストの縮減を図っている。 今後についても現地発生材の利用等によりコスト縮減に努める。</p>														
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>														
第三者委員会の意見	<p>流域の保全のため事業の継続実施が妥当と考える。 これまでの治山事業の効果を維持していくため、今後とも適切な事業の実施に努めること。また、国と県が連携した森林管理等が重要である。</p>														
評価結果及び実施方針	<p>・必要性：山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば荒廃の進行が懸念されており、下流域の保全等のため事業の必要性が認められる。</p> <p>・効率性：対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種工法で検討されており、事業実施に当たってコスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。</p> <p>・有効性：事業の実施により崩壊地の復旧や土砂の流出が抑制されるなど下流域の保全等が図られていることから、事業の有効性が認められる。</p> <p>上記から各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針：事業を継続する。</p>														